

市たばこ税

1 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）または卸売販売業者です。

ただし、小売価格に税金が含まれていますので、実際に負担しているのは、たばこを購入した方です。

2 税率と税額の計算方法

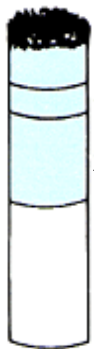
・税率

1,000本につき6,552円

・税額の計算方法

売渡本数×税率＝税額

たばこ1箱（1箱20本入り580円の商品の場合）の税金は…



市たばこ税	131.04円
県たばこ税	21.4円
国たばこ税	152.44円
消費税・地方消費税	52.72円

357.6円

※国たばこ税にはたばこ特別税を含む

福島市へ納付される税金

$20 \text{ 本} \times 6,552 \text{ 円} \div 1,000 \text{ 本} = 131 \text{ 円} 04 \text{ 銭}$

3 申告と納税

卸売販売業者等が、毎月の売渡分をまとめて、翌月末日までに申告し納めることになっています。

鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採事業に対してかかる税です。

1 納税義務者

鉱物の掘採事業を行う鉱業者

2 税率と税額の計算方法

税率は1% ただし掘採した鉱物の価格が200万円以下の月の場合は0.7%

鉱物の価格×税率＝税額

3 申告と納税

鉱業者が毎月掘採した鉱物の数量、価格などを翌月15日から末日までに申告し納めることになっています。

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対してかかる税金で、市の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

1 納税義務者

鉱泉浴場（温泉等）の入湯客

2 税 率（税額）

1人1日につき150円、日帰り・自炊1人1日75円

ただし満12歳未満の方、一般公衆浴場の入湯客などは課税が免除されます。

3 申告と納税

温泉旅館、ホテル等鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者に指定し、入湯客から入湯税を徴収して、1ヶ月分をまとめて翌月末日までに申告し、納めることになっています。

